**福祉サービス利用援助契約**

**変更契約書**

〇〇　〇〇，〇〇市社会福祉協議会，岡山県社会福祉協議会は，令和〇年〇月〇日に，「福祉サービス利用援助契約」（以下，「原契約」という）を結びましたが，次のとおり変更することとしました。

１．【利用料】第１０条に次の事項を追加する。

　 ⑧　基本料金は、別に定める基本料金一覧表に応じた額とします。

⑨　預貯金額の確認は、12月31日を確認基準日とし、翌年4月1日から1年間、基準日に算出した預貯金額の階層における基本料金を徴収します。

|  |  |
| --- | --- |
| 預貯金額階層 | 基本料金額 |
| ①５０万円未満 | ３００円／月 |
| ②５０万円以上１００万円未満 | ５００円／月 |
| ③１００万円以上２００万円未満 | ９００円／月 |
| ④２００万円以上３００万円未満 | １，３００円／月 |
| ⑤３００万円以上４００万円未満 | １，８００円／月 |
| ⑥４００万円以上 | ２，２００円／月 |

原契約を，一部変更したことを明らかにしておくために，この変更契約書を３通つくり，それぞれが1通ずつ持つことにします。

なお、基本料金の徴収については、令和〇年〇月〇日より開始します。

　令和　　年　　月　　日

（利用者）

　　住　　所

　　氏　　名 印

（実施社協）

　　住　　所

　　名　　称

　　会　　長　　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

（県社協）

住　　所　岡山市北区南方２丁目１３－１

名　　称　社会福祉法人　岡山県社会福祉協議会

会　　長　足　　羽　　　憲　　治　　　　印